

## 「被害者と裁判官」

2018.2.6

東京高裁にて講演

全国犯罪被害者の会（あすの会）の顧問、岡村勲です。

今日はお招きいただき有り難うございます。

2000年1月23日に、全国犯罪被害者の会（あすの会）を設立しました。それからの11年間の活動は、今上映したNHKクローズアップ現代「遺族の声が司法を変えた」で見えていただきました。犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等基本計画、被害者参加、損害賠償命令、被害者の国選弁護、被害者に対する旅費日当支給、凶悪犯罪の公訴時効の撤廃・廃止、少年審判の傍聴など刑事司法を変えてきましたが、専門家の皆さんには、詳細を説明するまでもないでしょう。

あすの会を立ち上げたのは、

- ① 捜査や刑事裁判は、公の秩序維持のためで、被害者のためではない。
- ② 被害者が1人のときは死刑にしない。
- ③ その為に荒唐無稽とも言える理屈をつける。

という刑事司法に怒りを覚えたからです。

自己責任で株式取引をして出した損失を、証券会社のせいにして恐喝してきた前科9犯、逮捕歴15回の男がいました。会社の代理人としてこれを拒否した私を逆恨みし、私の身代わりに妻を殺害しました。

男は、恐喝未遂で懲役2年執行猶予4年の判決を受けて拘置所から出て来るや、サバイバルナイフ2丁を買って私を狙ったのですが、別件を起こして懲役1年の実刑となり、執行猶予も取り消されて服役しました。仮出獄した彼は、このサバイバルナイフを持って、何回も私の自宅へ来たのですが、私に出会いません。1997年10月10日の夕刻、「もう誰でもよいからやってやろう」と思い、宅配業者に扮して玄関先に妻をおびき出して犯行に及んだのです。彼の供述によれば、この日の午前にも来ているのですが、私も妻もチャイムに気付きませんでした。気付けば私がやられていたでしょう。

法廷での彼は、証券会社と私を非難したうえで、妻を精神異常者に仕立て上げ、「妻が飛びかかったからとっさに刺した」と述べ、反省も謝罪もしません。裁判長に責め立てられて「被害者の冥福を祈っております」とやっとひとこと言っただけでした。恐喝された証券会社は他に2社ありますが、いずれも要求に応じ危害を免れております。私は、妻がやられた方法で、私自身に死刑の執行させて欲しいと証言し、検察官も死刑を求刑してくれました。

だが、判決は無期懲役。

判決は言います。私を殺せば計画的だが、妻を殺したのは偶発的だから罪が軽いと。冗談ではない。計画的であれば計画が漏れて逃げることもあり得るが、偶発的な場合は逃げようがない。しかも彼は「誰でもよい」と思って犯行に及んでいるから偶発的とは言えない。犯行の目的が復讐目的であって利得目的ではないから、罪が軽いという認定もおかしい。彼は犯行の翌日、証券会社へ出向いて「岡村さんの奥さんは変な死に方したそうですな」と言って億単位の要求をしており、利得の目的が根底にあることは明らかです。そもそも目的が復讐であろうと、利得であろうと、殺された者の命の価値は同じである。殺人者の意図次第で命の値段が変わるのは納得できない。加害者が離婚後に子の養育費を送り、防火用具を発明して特許申請中であることも有利な事情になると判決は言いますが、子に養育費を送るのは当然のこと、防火用具の特許申請は金儲けのためである。何故有利な事情になるのか。加えて判決は、生命は究極の価値であるから、死刑は慎重でなければならないと言うが、ならば殺された者の命の究極の価値はどうなるのだ。加害者の命が被害者の命より2倍も3倍も価値があるというのか。永山判決以後に生まれた「被害者1人のときは死刑にしない」という流れに従えば無難だという、裁判所の意図が見え見えます。

判決の日から3日後に、3人の死刑が執行されました。そのうちの2人は、殺人で無期懲役になったが仮出獄で出所し、再び殺人を犯した者です。最初の判決で死刑にしておけば、後の被害者は出なかったでしょう。しかもこの2人のうちの1人は、仮出獄中に罪を犯して刑務所に後戻りしながら、再び仮出獄で出所した後の犯罪というおまけまで付いています。

更正の可能性があるとして死刑にしなかった裁判は、裁判過誤であり、

裁判過誤によって生じた「奪われた命」に対して、裁判官はいかなる責任をとるのか。

「許せん」と憤った私は、読売新聞の論壇に「司法の扉、被害者に開け」という小論を発表しました。これを読んだ人達と「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める」あすの会を立ち上げたのです。

会員は、署名活動、国会や地方議会への陳情など懸命な努力を重ねて、冒頭に述べた成果を得たのですが、運動に参加した会員は、過去の事件の被害者ですから、成果の恩恵を受けておりません。会員はこれを承知で、「今後出る被害者に同じ苦しみをさせたくない」の一念の精神で運動しました。私は会員に対して言い尽くせない感謝と尊敬の念を抱いております。妻の事件に戻ります。

検察官、弁護人の双方が控訴しました。死刑を求める検察官の厳しい姿勢に、さすがの加害者も怖くなったようです。控訴審の第1回の裁判では、遺族傍聴券で傍聴席の最前列、裁判長の真正面に座りました。風防つきヘルメットで顔を隠した被告人に突然襲われた妻は、被告人の顔も見られなかったでしょう。「見せてやりたい」そう思って裁判所の許可を取り、遺影を膝の上に置きました。だが、被告人は入廷時も審理中も、遺影の前を素通りします。そこで私は、閉廷後退廷する被告人に写真を差し向けたのです。

数日後、裁判所からの呼出しで出かけると「裁判長からだ」と言って、書記官から1通の書面を渡されました。「前回の岡村の行動は、傍聴人として分を超えている。次回からは、傍聴席第1列目の最左端に座れ。遺影を持ち込むときは、その2列目に座れ」と書いてあります。大法廷の左端では被告人の顔も見えません。裁判長に面会を申し込みましたが、会ってくれません。

そこで、書記官に質問を口述筆記させて裁判長の回答を求めました。

1. 裁判長の指示は、弁護士または被告人の抗議を受けてのものか。
  2. 私の行動は、閉廷後のことで審理の妨害をしていない。どこがいけないのか。
  3. 傍聴人としての「分を超える」との「分」とは、どういう意味か。
- など数項目です。

裁判長室から出てきた書記官は「答える必要はないとのことですよ」と言

います。人を呼び出しておきながら会いもせず、質問にも答えないとは何事だ。無礼千万。一般社会では絶対に通用しません。

今回の裁判では、早朝から並んで一般傍聴券を取得し、裁判長の真っ正面、最前列に座りました。写真は持参しません。裁判長は不愉快な顔をしていました。ところが入廷してきた被告人は「今日は、遺影はありませんか。お詫びしたいと思って文章を考えてきました」と言うではありませんか。被告人も弁護人も、私の行動をまったく問題にしていないのです。裁判所だけが問題にしている。新聞やテレビの報道を見て、裁判所の権威に拘わるとでも思ったのでしょうか。裁判長は苦い顔をして「おわびの言葉」の読み上げを許しました。以後、私は、一般傍聴券で通しました。

被害者保護二法による遺族の意見陳述でも揉めました。

被告人に聞かせるため口頭での陳述を求めましたが、裁判長は「書面でやれ」と頑なに言います。理由は言いませんが、意趣返しとしか考えられません。それならばと、証拠、証拠写真、証言をふんだんに援用し、意見陳述の枠を遙かに超えた書面を作成して提出しましたが、裁判所は何も言いませんでした。おそらく読んでいないと思います。

そして控訴棄却。

上告を求めましたが、検察官は上告しても棄却されると言って応じてくれません。「私は、弁護士になった以上は命がけで仕事をしなければならぬと、常々若い弁護士に言ってきた。だが、家族は別だ。弁護活動が原因で家族が殺害されたときは、司法は全力を挙げて加害者と戦うべきだ。上告しないのなら、今から言い方を変える。『恐喝されたら直ちに金を払え』と。記者会見してこの旨を公表する。検事長と相談して下さい」と、検察官に迫りました。検事長室から戻ってきた検察官は「お言葉を重く受け止めております、と総長は申しております」と言うだけで、上告してくれません。だが、私の抵抗もここまで。記者会見までする体力が残っていませんでした。

東京地裁の事件です。池袋で通り魔に結婚直前のお嬢さんを殺害された宮園さんは、傍聴席のマイクの音量が小さくて聞こえない。書記官か廷吏かわかりませんが、「音を大きくして下さい」と休憩時間に頼んだが、「傍聴人に聞かせるために裁判をやっているのではない」と断られました。

福井地裁の事件です。居眠り運転のトラックに追突されて乗用車の運転者が死亡しました。トラックの運転手は業務上過失致死で起訴され、被害者の息子が「被告人は人ひとりを殺しながら謝罪にも来ない。実刑にしてください」と法廷で証言すると、「人殺しとはなんだ。故意に殺したのではない。日本語は正しく使いなさい。実刑にするかどうかは私が決めることだ」と裁判長が怒り出し、30分も説教しました。

今回の裁判は、被告人の妻の証人尋問の予定でしたが、傍聴席の遺族4人が黒い服装でいるのを見て裁判長が怒り出し、遺族の一人ひとりに喪服かどうか尋ねました。遺族らは「黒いけれども普段着です」（但し1人は喪服）と答えたが「私には喪服に見えます。今日は閉廷します」と言って閉廷しました。次の裁判でも遺族が同じ服装で出席しました。新聞やテレビが「裁判長の法服も黒いではないか」と騒ぎ出したせいか、裁判長は文句を言わずに審理を進め、嘲笑を買いました。喪服裁判という有名な事件です。

神戸家裁の酒鬼薔薇聖斗を担当した井垣康弘裁判官は、あまりにも有名ですから、説明するまでもないでしょう。

審判書をマスコミに流したり、老人となった少年A（加害者）と遺族と一緒に殺害現場の掃除に行き、帰りに仲良く食事をしながら懇談するのが私の夢だ、と神戸新聞に投稿して遺族を傷つけました。

これらは、変わり者裁判官の例に過ぎないと言うかも知れません。しかし、問題はここです。裁判所、裁判官の行為に対して、傍聴人、証人、遺族、つまり国民は、何の対抗手段もなく、泣き寝入りする以外に方法がないということです。

裁判官以外の公務員の場合には、不当な扱いを受けた者やそれを知った国民は、公務員の上司に訴え、是正を求めることができます。国会議員や地方議会議員の場合には、政党に抗議し、次回選挙で落選させることもできます。民間の会社員の場合には、その上司や社長に訴えることができます。

だが、裁判官の場合は、訴訟手続に乗らない限り、救済を受ける方法がなく、傍聴人や国民に対抗手段がありません。私も、宮園さんも、国民主権の主権者の1人です。裁判官や職員は、主権者に奉仕すべき公務員でありながら、主権者である私達の要求に応じようとしません。応じて裁判

所が困ることは何一つないのですが、「裁判所のやることに文句を言うな。国民のために裁判をやっているのではない」、というのが裁判所の姿勢でしょう。10年に一度ある裁判官再任時の国民の意見表明、最高裁判事の国民審査制度などは、現実の問題解決には何の役にも立ちません。請願法による請願も同様です。

あすの会を立ち上げて間もない頃、少年犯罪について勉強しようということで、警視総監、東京家庭裁判所所長、多摩少年院院長に講師派遣を要請したことがあります。東京家裁には、講師は裁判官でも調査官でもよい、と書き添えました。

警視庁も少年院も「よく呼んで下さいました」と喜んでくれて、警視庁からは少年課長が見えて、非行の原因や補導の難しさなどを話してくれました。

多摩少年院からは副院長が見えて、カリキュラム、指導方法、少年院での生活などを説明したうえで、「保護者会（正式名称は忘れまして）にも出席しない子に無関心な親、派手な格好で出て来る母親などを見ると、こんな所に少年を帰してよいか心配になる。退院した少年とは接触してはいけないことになっているので、少年のことが気にかかりながら、どうしようもない」などの打ち明け話もあって、参加者は感銘を受けました。

ところが、東京家裁は「適当な講師がない」といって断ってきました。天下の東京家裁に講師がない筈はありません。「派遣する義務はない」「義務のないことをやる必要はない」という発想としか考えられません。こうなれば全司法労組に頼むしかないということで、定年後岡山に住まわれる元調査官を探し出してお願いしました。有益な話でしたが、旅費、謝礼等の支出の負担が増えました。

家裁についても一つ。

少年事件の被害者の親が裁判官に会いたくて東京家庭裁判所へ行きました。対応した職員は「ここは非行少年の来るところで、被害少年は関係ありません」。「ではどこへ行けばよいのですか」「そんなことは知りません」と、つつけんどんに追い返されました。

私の郷里、高知県宿毛市橋上村は、過疎の村で、小学校、中学校ともに廃校寸前の状態です。田舎の子でも、東京の子には負けないぞ、と励まし

たいと思い、1990年、第一東京弁護士会の若手弁護士14人に橋上まで来て頂いて1日先生をお願いしました。学年別に授業を行い、子供時代の話をし、広い校舎と美しい景色の中で勉強する君達は幸せだ、都会の子より恵まれていると励ましてくれました。生徒も父母も感激し、一緒に文集を作りました。

ここにあるのが、その文集です。

翌年は、ロッキード事件の検察官ら5人（うち1人は高知地検からの応援）に来て頂きました。その中には田中角栄総理を担当した検事もいて、日頃聞けない捜査の話を聞くことができ、生徒も父母も大喜びです。ある検事に「検事さんの月給はいくらですか」と言う質問が出ました。意表を突く質問に慌てた検事は、「いま覚えていないから後で返事をする」と答えたのですが、そうは言っても返事は来ないだろうと思っていました。ところが返事が来たのです。検事の給料は何号から何号まであり、最低の号は幾ら、最高の号は幾ら、自分は何号だから幾らと詳細に書いたうえ、給料表まで送ってきました。これには皆びっくりしました。約束を守る検事の真摯な姿勢に、生徒や父母が感激したことは言うまでもありません。皆一度に検察ファンになりました。これがそのときの文集で、生徒の描いたその検事さんの似顔絵もあります。検事さん達と生徒との文通は、その後も続きました。今は、検事さん達は定年退官しておられますが、会えば「1日先生は面白かった」という話が出ます。

いよいよ裁判官の出番です。先生、生徒、父母も楽しみにしておりました。

修習時代にお世話になった石田穰一東京高裁長官に相談すると「よい企画ですね。最高裁と相談して東京高裁から行きましょう」と引き受けて下さったのですが、最高裁が反対だということです。「どうして東京の裁判官が行かなければならないのだ」「裁判の話なら宿毛市を管轄する高知地裁の中村支部長で十分だ」「東京から行くと高松高裁の領空侵犯になる」「旅費、報酬を貰えば、兼業禁止にあたる」などと言うのだそうです。「義務のないことはやらない。やる必要はない」ということでしょう。東京から来て激励することに意味があるので、中村支部長では有り難みがありません。

石田さんは「私はもう少しで定年です。定年後は沖縄に住みますが、ここから行ってあげましょう」と仰有って下さいました。約束通り、石田さ

んは沖縄から来て下さいました。しかも法服まで持って。生徒だけでなく、先生まで法服に手を通して大喜びです。「私達、頑張ります」と、子供達は餅つきをして石田さんを歓待し、夜は市民センターで文化講演もして頂きました。ここにあるのがそのときの文集です。

最高検はどうでしょうか。

検事さん達 5 人は、法務省、検察庁に事前の相談もせず、連休と休暇を組み合わせ、そのうえ高知地検の検事 1 人を応援に誘って来てくれました。新聞、テレビで大きく報道されたこともあり、帰京後に検事さんの 1 人が高知新聞を持って法務省の人事課長、後に検事総長になられた原田明夫さんに報告されたそうです。たまたまその日が検事正、高検検事長、検事総長の 3 長官の昼食会の日で、3 長官はその新聞を回し読みして「おお、もう青田刈りをやってくれたのか。早いな」と言いながら、大いに盛り上がったそうです。

あすの会は、2002 年 9 月、法務省の協力を頂いて、ドイツ・フランスの司法制度の調査をしました。

ドイツに着いた翌日にヘッセン州ヴィースバーデン裁判所を訪問し、諸澤英道先生と親しいクーペ裁判官にお会いしました。宮園さんの話をすると、クーペさんは「それは憲法に違反します」と言下に言われ、嚴重な防弾ガラスに包まれた傍聴席（室）へ案内してくれました。法廷のやり取りは見え、マイクを通して音声もよく聞こえます。「傍聴は風景だけでなく、音声も聞こえなければなりません。それで初めて国民の監視下に置かれた公開の法廷になるのです」と言われました。確かに、目に見えるだけでは公開ではない、視覚聴覚のすべてが国民の監視下に置かれて初めて公開になる。我が国では、今でもぼそぼそ喋って傍聴席には全く聞こえない裁判官がいますが、検察官も弁護人も、憲法違反だと、異義を言いません。私は「憲法違反だよ」と修習生に教えるのですが、公開の意味がよく判っておりません。

最も見たかった公訴参加の裁判が行われておりませんでした。クーペ裁判官は「それでは明日、裁判所職員による模擬裁判をお目にかけてみましょう」と言って下さったのですが、翌日はベルリンの連邦司法省と連邦裁判所を訪問することになっておりました。クーペさんは「それでは模擬裁判を



NHKに録画してもらって後で見て下さい」と言われました。NHKの東大  
作記者が同行してくれていたのです。

その夜、クーペさんは自ら脚本を書き、翌日、ひったくり事件の模擬裁  
判をNHKに撮影させてくれました。裁判官、参審員、書記官、検察官、  
被告人、公訴参加人、参加人弁護人の役は、総て裁判官や職員が演じてく  
れたそうです。裁判の途中でクーペさんが時々顔を出して解説しています。  
被告人、検察官、公訴参加人は、同じ権限を持って活動し、公訴参加人弁  
護人の求刑は、検察官の求刑よりも重くなっておりました。これが、NHK  
が撮影したビデオです。NHKの許可をとっていますからご覧になって下  
さい。

日本の裁判所が、他国のテレビ局にこんなサービスをするのでしょうか。  
クーペさんは仰有いました。「私達は、誰にでも裁判を見て貰い、批判して  
貰い、よりよい制度を作りたいのです。当事者が同意するときは、テレビ  
局で公判を開き、国民に裁判を知ってもらう努力もしています」と。

午後5時を過ぎると、裁判官は普通の市民で、何をしようと自由だそう  
で、クーペさんは、自分が理事をしている被害者団体に案内して下さいま  
した。「被害者団体の理事をすると、誤解されませんか」という質問に対  
しては、「裁判は公平にしますから、そんな批判は出ていません。ただ、自  
分  
が理事をしている被害者団体に罰金を支払えという判決はしません」との  
返事。よく分かりませんが、ヘッセン州では、罰金の支払いを、州にいく  
ら、慈善団体等にいくらと、分けて命じる判決をしているのではないかと  
思いました。私達は、連邦司法省、ベルリン地裁、検察庁、ベルリン弁  
護士会、白い輪、ミュンヘン大学などを訪問しましたが、行く先々で「20  
年前までは、被害者は裁判の証拠品であった。だが、事件の当事者は、裁  
判でも当事者でなければならないという反省が生まれて、被告人、検察官  
とほぼ同じ権限を持つ当事者として訴訟に参加することになった。参加に  
よって法廷が混乱することはない。混乱させればさせた方が不利になるし、  
混乱すれば裁判官の素質、責任の問題だ」とも言われました。

また、どこでも「刑事司法は公のためだけではなく被害者のためにもあ  
る」と明言されました。私は、司法制度改革推進本部の参考人となってい  
たため、ドイツだけで帰国しましたが、フランスでも、ドイツと同様に「20  
年前までは被害者は証拠品であったが、今は訴訟の当事者である」と言わ

れたそうです。

両国の調査は、私達に大きな自信を与えてくれました。これがそのときの報告書です。

2003年、日弁連と第一東京弁護士会が、イタリアの裁判所の調査をしたことがあります。調査団がローマの重罪裁判所の法廷に入ると、裁判長が「日本の弁護士が見学に来ました。団長さんに挨拶して頂きましょう」と仰有り、団長は挨拶したそうです。法廷には裁判長の可愛がっているテーマ(ギリ神話テミスからとったとのこと)という名の猫が遊んでいたとか。休憩時間になると「調査団もどうぞ」と休憩室に誘われ、参審員、裁判官と一緒にワインを飲み、参審員手作りのケーキも御馳走になり、「ワインが美味しい」とお世辞をいうと「ではもう1本開けましょう」とサービスして下さったとか。

以前、台湾に行ったときのことで、ガイドさんから「台湾では、結婚成立の要件として挙式と届け出の二つが必要だが、親が反対し挙式できないときは、裁判所主催で挙式できる」と聞きました。早速、台北の裁判所へ行ってみると、裁判所に用意されている衣装を着た新郎新婦が裁判官の前で誓いの言葉を述べ、裁判官の祝福を受けて署名し、挙式が成立。結婚届は、裁判所でもできると聞いたような気がします。

日本の裁判所とヨーロッパの裁判所では、どうしてこうも違うのでしょうか。それはその生い立ちにあると思います。

ヨーロッパの裁判所は、国王から国民の人権を守るために生まれましたが、我が国の裁判所は、治外法権撤廃という行政目的のために作られました。明治政府が治外法権撤廃の交渉をしたとき「裁判制度の無い国に、自国民の処罰を任すわけにはいかない」と拒否され、政府は慌てて裁判所作りを始めました。ボアソナードを始め法学者を招聘し、法律・司法制度の充実に努めたのですが、その目的は、国民の権利を守るためではなく、行政に奉仕するためでした。第二次世界大戦中は、ドイツの裁判所もナチスに協力しましたが、戦後はこれを反省し、国民に奉仕する司法として再出発しました。

ここに「日独裁判官物語」というビデオがあります。私もカンパして日弁連が作成したのですが、両国の裁判所、裁判官の違いがよく分かりま

すから、是非ご覧になって下さい。

連邦最高裁判事もバイクで格好良く通勤し、午後 5 時過ぎれば、裁判官も市民と同じ飲み屋に入って酒を飲み、飛び入りで寸劇の余興をやって盛り上げる。町内会長をして町内のためにも尽くす。被害者のための活動もする。国民の中に入り、国民の一員として生活をしております。そして国民からは敬愛され、信頼されております。

ところが我が国の裁判所は、国民主権の時代になったのに明治憲法の伝統を引きずり、国民の権利を守るよりも、公の秩序を優先する。上から国民を見おろしている。「捜査や公訴提起は公の秩序維持のためであり、被害者は反射的利益を受けるに過ぎない」とする平成 2 年 2 月 20 日の最高裁判決はその典型でしょう。私達の運動の結果生まれた犯罪被害者等基本法が「刑事司法は犯罪被害者等のためにもある」と記載して、この判決を変更することができました。

マイクの音量を高くして裁判所が困ることがあるのか。呼び出した人間に裁判所が困ることがあるのか。口頭で意見陳述をさせて困ることがあるのか。被害者団体の求めに応じて講師を派遣して困ることがあるのか。傍聴人が黒い服を着て何が困るのか。僻地の学校へ裁判官を派遣して困ることがあるのか。裁判所が困ることは何一つありません。「やる義務がないからやらない」、これしか考えられません。権威主義の表れで、国民に奉仕しようとする精神がないからでしょう。裁判所が国民の立場に下りてきても、尊敬されこそすれ軽視されることはありません。

その例を一つあげます。被害者参加制度が施行されて間もない 2009 年 3 月 12 日、札幌地方裁判所で参加事件の判決が言い渡されました。自転車で横断歩道を渡っていた女子高校生が大型トラックにはねられて死亡した事件で、被害者の父親が参加し、代理人弁護士は、検察官の求刑を上廻る懲役 5 年を求刑しました。判決は「被害者には何ら過失なく結果は極めて悲惨」としながらも、運転手に対して禁固 2 年の刑を言い渡しました。

裁判長は、判決言渡し後、父親に向かって「お父さん」と優しく呼び掛け「先ずはお悔やみ申し上げます」「お父さんがどれほど娘さんを愛していたか、痛いほど伝わってきました。それを理解した上で出した判決です。納得いかなところもあると思いますが、ご理解下さい」と言いました。父親は嗚咽しながら頷きました。遺族の弁護士の談話には「量刑相場を考え

ると遺族の気持ちを十分に汲んだ判決だと思う。裁判官の最後の言葉に遺族は感謝している」とありました。

被害者が求めるのは、量刑よりも、寄り添ってくれる裁判官の心です。裁判官の慰めに感謝した父親は、何かにつけてこの言葉を思い出し、悲しみに堪えて生きて行くことでしょう。裁判は人間と人間の触れ合いに外ならない、と私は思っております。

司法の役割は、権威を笠に着ることではなく、国民に寄り添うこと、奉仕する、サービスすること、これは弁護士も、検察官も同じです。国民に支持されてこそ、司法は存在し得るのです。裁判官の書かれた本も大分読みました。一人ひとりの裁判官は立派な市民であり、仲間のうちでは、冗談も言い合う常識的な方がたです。

だが、中立、公正、純粋な立場を守ろうとするあまり、ドイツのように国民の中に入らず、裁判村を作って国民との距離を置いているのではないのでしょうか。

石田和夫最高裁長官は「裁判官は激流の中に毅然として聳える巖の如くあれ」と言われました。それはその通りですが、国民に通用する巖でなければなりません。

石田穰一さんの話に戻りますが、沖縄地裁所長として赴任されたとき、沖縄本島の北から南まで走られたそうです。毎週区間を決めて走る。道端の子供が「これをあげる」と言ってくれた食べかけのアイスキャンディーを「有り難う」と言って貰い、食べながら走る。走ることによって、本を読んだだけではわからない沖縄の人達に触れ、人情がわかる。それで始めて裁判ができるのだ、と仰有っておられました。今はどうか知りませんが、民事紛争の半分は調停で片付いていると言われておりました。調停委員は普通の市民生活をしている町の人です。だからといって調停委員を不公正なことをする人物だとは誰も言いません。

裁判官も、お祭りでは町内の人と一緒に御輿を担ぎ、樽酒を飲む。だが、いったん出す判決は公平である。「困った判決だ。しかし裁判官がそう言うのなら仕方がないや」と町民に言われるような裁判所、裁判官にはなれないものなのでしょうか。

学生時代、評論家・亀井勝一郎先生の講演を聴いたことがあります。「純粋とは不純粋なものに対する抵抗である」と言われました。純粋と思

っているだけでは純粋ではない。不純なものに交わり、それに抵抗して生まれるものが本当の純粋である。独りよがりの純粋は本当の純粋ではない、ということでしょう。

裁判員裁判は失敗する、と私は思います。国民は今の裁判所には親しみを感じておらず、その中に入っていこうとは思っておりません。裁判が終わった後の守秘義務も厳しい。死ぬまで喋ってはいけない。喋れば罰則。裁判官も加わって苦心して出した判決も、高裁でプロの裁判官に覆される。司法制度は国民の財産であるはずなのに、裁判員裁判がどう運営されているか国民には分からない。もともと「お上」の発想で作られた制度ですから、このままでは、国民の支持を得ることはできないでしょう。

最高裁の建物、あれは何とかありませんか。日本の建物、寺院、神社、城には、アピールする伝統的な美しさ、暖かさがありますが、最高裁の建物は、権力を誇示するだけで、美しさがありません。国会議事堂は国民主権を表すものとして世界遺産になるでしょうが、最高裁の建物が世界遺産になるとすれば、司法が国民を支配した時代があったという意味での歴史的遺産でしょうか。

裁判所に対する要望ばかり述べましたが、弁護士、弁護士会に対しても厳しい批判もしております。弁護士は、その職業の公共性の故に結社の自由の例外として弁護士会に強制的加入させられております。結社の自由の例外ですから、弁護士会の会員に対する拘束は、必要最小限度でなければならず、憲法の保障する個人の良心、思想、信条の自由を侵害することは許されません。

しかるに日弁連は、会員の意思を表すものとは言えない人権大会決議に基づいて、死刑廃止を決め、弁護士会の名前と会費を使って運動を展開しております。百歩譲ってこの決議が合法だとしても、死刑制度の存廃は、会員の良心、思想、信条の問題であって、弁護士会が会員に強制することはできません。これらの点について、私達は日弁連に対して公開質問状を提出しましたが、その回答はおよそ法律家団体の回答とは言えないもので、再質問状を出しましたが、誠意ある回答をしてきません。

法曹一元とは、法曹三者の抱える問題は、三者が自分の問題として考えることにあります。本日、日弁連に対する公開質問状、回答書、再質問状、

その回答書を持参しましたから、どうかお読みになって一緒に考えて下さい。

質問に答えて

- ① 事務所の弁護士に対しては、図書、文献、判例等を鵜呑みにしてはいけない。それは、著者、裁判官の考えであり、間違っていることもある。自分の頭でよく考えるように、と言っております。私達の若い頃には、紙に書かれた著書、論文、判例集しかありませんから、今より自分で考えることが多かった。
- ② 依頼者が来たときは、相談を受けるだけでなく、業界の話でも何でも、我々の知らない知識を得るまで帰すな、と言っております。弁護士は広く世の中のことを知らねばなりません。
- ③ 依頼者と話すときは、法律用語を使うな。一般市民が理解できる言葉で話せ、法律用語を使ったら罰金だ、とも言っております。
- ④ 被害者参加制度制定の法制審議会で、私は、被告人、被害者、公益の代表者検察官が対等の立場に立って争い、証拠を提出し、裁判官が判断する、ドイツ型の職権主義の制度の採用を主張しましたし、今でもそれが正しいと思っております。だが、できた制度は、被害者は検察官の傘の中に入り、検察官を通じて裁判所の許可を得ながら行動し、証人に対する質問権も限られるものになりました。  
現行の当事者主義を維持するための苦肉の策ですが、私はこれに妥協しました。学問には妥協はありませんが、立法は妥協であり、**all or nothing**では先に進めない、と思ったからです。この制度でやってみて、不十分ならまた改正を考えます。

ご静聴、有り難うございました。